

証券コード 9697

平成27年5月21日

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

**株式会社 カネコ**

代表取締役会長 辻 本 憲 三

**第36期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月11日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

**【郵送による議決権行使の場合】**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**【インターネットによる議決権の行使の場合】**

当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、71頁から72頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 平成27年6月12日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 大阪市中央区天満橋京町1番1号<br>大阪キャッスルホテル 6階会場<br>(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1. 第36期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の第36期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案   | 取締役7名選任の件  |
| 第3号議案   | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件  |

以 上

- ◎受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。なお、法令および当社定款第15条に基づき記載されていない連結注記表および個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載しております。
- ◎「株主総会参考書類」ならびに「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **25円**

総額 **1,405,749,550円**

(注) 中間配当(1株につき15円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき40円となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

**平成27年6月15日**

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	備考
1	辻本 憲三	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）	社内 再任
2	辻本 春弘	代表取締役社長 社長執行役員、最高執行責任者（COO）兼 コンシューマゲーム事業管掌	社内 再任
3	小田 民雄	取締役 副社長執行役員、最高財務責任者（CFO）兼 コーポレート経営管掌	社内 再任
4	江川 陽一	取締役 専務執行役員、AM事業 兼 OP事業管掌	社内 再任
5	保田 博	取締役	社外 再任 独立役員
6	松尾 眞	取締役	社外 再任 独立役員
7	守永 孝之	取締役	社外 再任 独立役員

候補者番号

1



つじ もと けん ぞう  
**辻 本 憲 三**

生 年 月 日 昭和15年12月15日

在 任 期 間 32年

取 締 役 会 16回のうち16回出席 (100%)  
出 席 状 況

所 有 す る 2,008,790株  
当 社 株 式 の 数

**社内 再任**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 7月 当社代表取締役社長  
平成 9年 4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会  
(現 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)  
理事長 (現任)  
平成13年 4月 当社最高経営責任者 (CEO) (現任)  
平成19年 7月 当社代表取締役会長 (現任)  
平成22年 2月 ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社  
代表取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

- ・ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役
- ・一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長

(注) 取締役候補者 辻本憲三氏は、ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品購入等の取引関係があります。

候補者番号

2



つじ もと はる ひろ  
**辻本春弘**

生年月日 昭和39年10月19日

在任期間 18年

取締役会出席状況 16回のうち16回出席（100%）

所有する当社株式の数 1,548,650株

**社内** **再任**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年 4月 当社入社  
平成 9年 6月 当社取締役  
平成11年 2月 当社常務取締役  
平成13年 4月 当社専務取締役  
平成16年 7月 当社取締役専務執行役員  
平成18年 4月 当社取締役副社長執行役員  
平成19年 7月 当社代表取締役社長、社長執行役員 兼  
最高執行責任者（COO）（現任）  
平成27年 2月 当社代表取締役社長コンシューマゲーム事業管掌（現任）

（注）取締役候補者 辻本春弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



おだたみお  
小田民雄

生年月日 昭和21年8月28日

在任期間 14年

取締役会出席状況 16回のうち16回出席（100%）

所有する当社株式の数 9,500株

社内 再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成13年 5月 当社顧問  
 平成13年 6月 当社取締役  
 平成15年 6月 当社常務取締役  
 平成16年 7月 当社取締役専務執行役員、最高財務責任者（CFO）、  
 経営戦略・管理・秘書 兼 関係会社管理管掌  
 平成19年 7月 当社取締役コーポレート経営管掌（現任）  
 平成22年 7月 当社取締役最高財務責任者（CFO）（現任）  
 平成23年 4月 当社取締役副社長執行役員（現任）

（注）取締役候補者 小田民雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



え がわ よう いち  
江 川 陽 一

生 年 月 日 昭和38年11月15日

在 任 期 間 2年

取 締 役 会 16回のうち16回出席 (100%)  
出 席 状 況

所 有 す る 1,400株  
当 社 株 式 の 数

社内 再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 当社入社  
平成11年 4月 当社第五制作部長  
平成11年 8月 当社執行役員第五開発部長  
平成17年 4月 当社執行役員CE事業統括  
平成18年 4月 当社執行役員P&S事業統括  
平成23年 4月 当社常務執行役員  
平成25年 4月 当社専務執行役員 (現任)  
平成25年 6月 当社取締役アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌  
平成27年 4月 当社取締役AM事業 兼 OP事業管掌 (現任)

(注) 取締役候補者 江川陽一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

5



やす だ ひろし  
**保 田 博**

生 年 月 日 昭和7年5月14日

在 任 期 間 8年

取 締 役 会 16回のうち16回出席 (100%)  
出 席 状 況

所 有 す る 2,500株  
当 社 株 式 の 数

**社外 再任**

**独立役員**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和32年 4月 大蔵省入省  
昭和48年 11月 大蔵大臣秘書官  
昭和52年 1月 内閣総理大臣秘書官  
昭和63年 6月 大蔵省大臣官房長  
平成 2年 6月 大蔵省主計局長  
平成 3年 6月 大蔵事務次官  
平成 6年 5月 日本輸出入銀行総裁  
平成11年10月 国際協力銀行総裁  
平成13年 9月 関西電力株式会社顧問  
平成14年 1月 読売国際経済懇話会理事長 (現任)  
平成14年 7月 日本投資者保護基金理事長  
平成16年 6月 株式会社資生堂社外監査役  
平成16年 8月 財団法人資本市場振興財団  
(現 公益財団法人資本市場振興財団) 理事長  
平成19年 6月 当社社外取締役 (現任)  
平成26年 1月 公益財団法人資本市場振興財団顧問 (現任)

(注) 1. 取締役候補者 保田 博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 同氏は、平成19年6月から本総会終結の時まで8年間に在任し、この間、卓越した識見や豊富な経験を当社の経営に反映していただいております。今後も当社にとって有用と判断し、再任をお願いするものであります。



社外 再任

独立役員

まつ お まこと  
松 尾 眞

生 年 月 日 昭和24年5月28日  
在 任 期 間 8年  
取 締 役 会 16回のうち14回出席 (87.5%)  
出 席 状 況  
所 有 す る 3,500株  
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
尾崎・桃尾法律事務所

昭和53年 8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州ワイル・ゴッチェル・アンド・マン  
ジェス法律事務所

昭和54年 3月 弁護士登録（アメリカ合衆国ニューヨーク州）

平成元年 4月 桃尾・松尾・難波法律事務所設立、同パートナー弁護士（現任）

平成9年 4月 日本大学法学部非常勤講師「国際取引法」担当

平成11年 6月 日本ビクター株式会社社外監査役

平成12年 6月 ビリングシステム株式会社社外監査役

平成15年 6月 山之内製薬株式会社社外監査役

平成16年 6月 同社社外取締役

平成17年 4月 アステラス製薬株式会社社外取締役  
一橋大学法科大学院非常勤講師「ワールド・ビジネス・ロー」担当

平成19年 6月 当社社外取締役（現任）

平成20年10月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社社外取締役

平成21年 6月 東レ株式会社社外監査役（現任）

平成27年 3月 東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

- ・桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士
- ・東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役
- ・東レ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役候補者 松尾 眞氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 同氏は、平成19年6月から本総会終結の時まで8年間在任し、この間、法律の専門家としての確な指導や助言を当社の経営に反映していただいております、今後も当社にとって有用と判断し、再任をお願いするものであります。  
なお、同氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、当社の事業規模に比して当社連結売上高の0.01%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 同氏が平成22年6月まで社外取締役として在任していたJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社およびそれ以前に社外監査役として在任していた同社の子会社である日本ビクター株式会社は同氏在职期間中の日本ビクター株式会社の不適切な会計処理に伴う有価証券報告書等の虚偽記載に関し、金融庁から課徴金納付命令の決定を受けておりますが、同氏は当該事案には関与しておらず、日頃から取締役会等において法令遵守およびコンプライアンス重視の視点に立った提言を行っており、当該事実の発生後も第三者委員会による調査、再発防止策策定に向けて提言を行いました。



もり なが たか ゆき  
守 永 孝 之

生 年 月 日 昭和15年9月5日

在 任 期 間 6年

取 締 役 会 16回のうち16回出席 (100%)  
出 席 状 況

所 有 す る 4,000株  
当 社 株 式 の 数

社外 再任

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和39年 4月 日本輸出入銀行入行  
平成 4年 4月 同行人事部長  
平成 6年 4月 同行大阪支店長  
平成 8年 4月 同行理事  
平成10年 9月 矢崎総業株式会社常務取締役  
平成12年 9月 同社専務取締役  
平成18年 6月 同社取締役副会長  
平成19年 6月 同社取締役相談役  
平成20年 6月 同社非常勤顧問  
平成21年 6月 当社社外取締役 (現任)

(注) 1. 取締役候補者 守永孝之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 同氏は、平成21年6月から本総会終結の時まで6年間在任し、この間、他社での経営手腕や豊富な経験を当社の経営に反映していただいております。今後も当社にとって有用と判断し、再任をお願いするものであります。

## 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

### I 本施策の概略について〔旧施策との変更点は、20頁ご参照〕

#### 1. 本施策検討の経緯

当社は、平成26年6月16日開催の当社第35期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」（以下「旧施策」といいます。）を上程いたしました。否決されたため非継続となりました。当社は、株主の皆様のご判断を厳粛に受け止め、その後も、結果の検証と今後の対応について慎重に検討を進めてまいりました。

また、当社における「攻めのガバナンス」の一つとして、当社は従前同様に、当該定時株主総会後も機関投資家をはじめとする当社株主の皆様との間の対話において、率直な意見の聴取を積極的に進めてまいりました。かかる対話は、非常に有意義であったと考えております。当社は、当該対話等でのご意見や助言等を真摯に受け止めさらに議論を重ねてまいりました。

以上の結果、当社取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す成長戦略の完遂のためには、当社の経営における高い規律を前提としつつもなお、大規模買付者に対しても一定のルールを定めることが必要であるとの結論に至りました。ここに当該対話等を勘案のうえ、旧施策に所要の変更（20頁記載）を施した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下「本施策」といいます。）として、あらためて本議案を上程し、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

#### 2. 本施策導入の主旨

##### (1) 中長期的な企業価値向上への取り組み

##### ① 基本戦略としての「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」

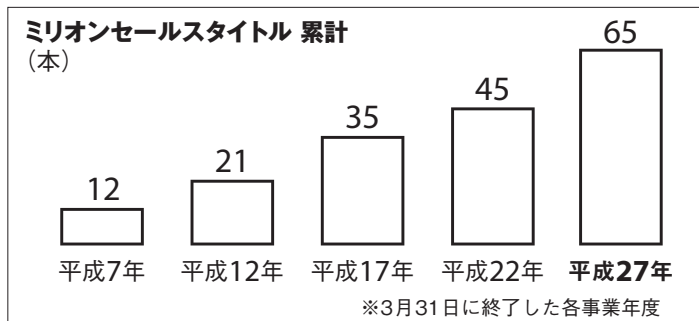
当社グループは、「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」を基本戦略として、独創性溢れるコンテンツの開発を企業価値創造の源泉としたうえで、複数の事業へとグローバルかつ多面的な展開を図っております。

ア. 当社は、当社グループの開発クリエイターが創出したオリジナリティ溢れる「ワンコンテンツ」の蓄積として、販売本数100万本を超えるタイトルの累計が60作品を超えるなど、豊富なコンテンツ資産を保有しております。

ゲームというコンテンツは、キャラクター、映像、ストーリー、世界観、音楽およびインタラクティブな操作性など、多彩な要素の一つ一つがクリエイティビティの高いメディア芸術作品です。例えば当社では、「バイオハザード」や「モンスターハンター」、「ストリートファイター」など、人気タイトルを数多く輩出し、優良資産を多数保有してお

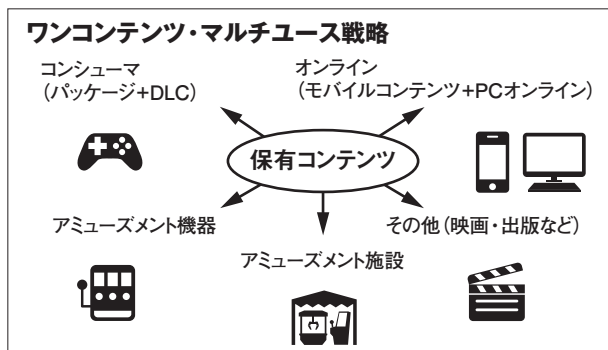
ります。こうしたコンテンツ資産を、まずは中核事業であるゲーム専用機向けパッケージソフトとして、日本市場および北米・欧州市場などへの展開を図っております。

(ご参考)



イ. 次に、当社グループでは、グローバルな「マルチユース」戦略のもと、パッケージソフトで培ったコンテンツ資産を、家庭用ゲーム機事業以外へも展開し、徹底的な活用を図っております。具体的には、PCオンラインやモバイルコンテンツとしての展開に注力するほか、パチスロ機器やアミューズメント機器、映画・アニメ・玩具および飲食品など広く各方面へと展開し、ブランド価値と収益性の更なる向上を図っております。また、デジタルコンテンツの強みとしての多様な著作権ビジネスを結実させるべく、成長著しいアジア市場において現地企業との協業展開を推進し、当社の優位性を維持しつつ、新たなビジネスチャンスを開き切っております。

(ご参考)



## ② 成長戦略の現状と見通し

前述の基本戦略を実現するため、過去3年間にわたり戦略的な開発体制の再構築や収益体質の強化等に取り組んでおり、今期から段階的に成果を顕在化させてまいります。

### ア. 開発投資の選択と集中

近年ゲーム専用機の機能向上により増加傾向の開発投資を当社最大の事業資源ととらえ、選択と集中により徹底した収益管理を図るため、中期的なコンテンツ展開を可視化する戦略マップを用いて競争力の優位性を追求しております。具体的には、市場性と収益性を常に考慮したラインアップ戦略のもと、多様なタイトルごとの開発プロセスをきめ細かく管理しつつ、経営の視点から全体の最適化を図っております。結果として、市場ニーズに即応しない不採算タイトルが減少し、内作比率の向上と開発業務のアウトソーシング（外部委託）の削減が進んでおります。引き続き、収益に対して筋肉質な体質の定着を推し進めてまいります。

### イ. 開発環境の拡充と整備

効果的な開発投資を実現するための開発体制の拡充と整備について、まず人材面では、新卒者を中心とした計画的なクリエイター人材の採用と育成および開発プロセス等を可視化する戦略マップの活用により、開発人員の配置管理を強化し、稼働率を改善することで、品質の向上とノウハウの蓄積を図っております。

また、同時に設備面では、新たなスタジオの建設などを含めた開発環境の拡充と整備を推し進めており、内作比率の拡大により開発コストの抑制や開発期間の短縮に努めております。

### ウ. ダウンロード販売の拡大

近年、家庭用ゲームソフト市場ではパッケージ版以外に、ネットワークインフラの進展やオンライン課金モデルの確立に伴い、本編や追加シナリオをダウンロードする市場が、特に欧米市場をその先駆けとして着実に成長しております。当社も、流通形態の多様化へと柔軟に対応し、ダウンロード販売の拡大に注力しており、開発、マーケティングおよび販売を三位一体とした事業展開により収益の増大を図ってまいります。

### エ. PCオンラインゲーム展開の強化

PCオンラインゲーム市場においては、売り切り型のパッケージソフトに比べて、利用者の反応をみながら継続的なアイテム課金や追加コンテンツの供給が可能なため、市場での管理方法の工夫により収益を増大させる余地があります。当社は、コンテンツの魅力により市場での競争力を高めるとともに、サービス開始後の的確な運営や管理ノウハウの蓄積などにより安定した利益が継続して確保できるよう、傾注してまいります。

また、成長著しいアジア市場においては、現地での展開力に強みを持つ有力企業との協業を通じ、デジタルコンテンツの強みを最大限活かしかる著作権ビジネスとしての展開も行ってまいります。

オ. モバイルコンテンツ事業の強化

当社グループは、モバイルコンテンツ事業においても、「カプコンブランド」では人気コンテンツを豊富に有している強みを活かし市場での巻き返しを図るほか、米国ロサンゼルスを本拠地とし独自性を構築する「ビーラインブランド」でも女性カジュアル層での強みを活かし再び攻勢を図ります。これら優良コンテンツとゲーム運営（利用者の的確な動向把握、供給コンテンツへの反映等）の拡充によるシナジー展開により、モバイルコンテンツの事業強化に努めてまいります。

カ. パチスロ機器他のアミューズメント関連事業での推進

パチスロ機事業への展開においても、「モンスターハンター」や「戦国BASARA」などの人気コンテンツの活用により、機器の魅力向上に努めております。

また、平成26年9月からの型式試験方法の変更による規制強化により、事業環境はまだら模様の部分はありますものの、同試験に適合する機種を早期に増やすべく、総力を挙げて開発に取り組んでおります。この結果、毎年複数機種の自社筐体を安定して投入できれば、再軌道に乗せるとともに、新たな展望が開けるものと認識しております。

他方、アミューズメント機器事業およびアミューズメント施設事業におきましても、人気コンテンツを導入した機器の開発や施設でのテーマ展開等を行っております。

キ. キャラクターコンテンツ事業の展開と攻勢

当社グループでは、テレビ、アニメ、出版、映画、演劇、玩具および飲食品などの各方面で人気キャラクターを活用したコンテンツのライセンスビジネスを積極的に展開しており、相乗効果を創出しております。当社グループは、ハリウッドで映画化された「バイオハザード」や「ストリートファイター」など、海外で人気のあるミリオンタイトルを数多く抱える世界有数のコンテンツホルダーであります。今後とも、キャラクターコンテンツ事業への積極的な攻勢をかけることにより、当社全体のブランド価値の向上と収益の増大に努力してまいります。

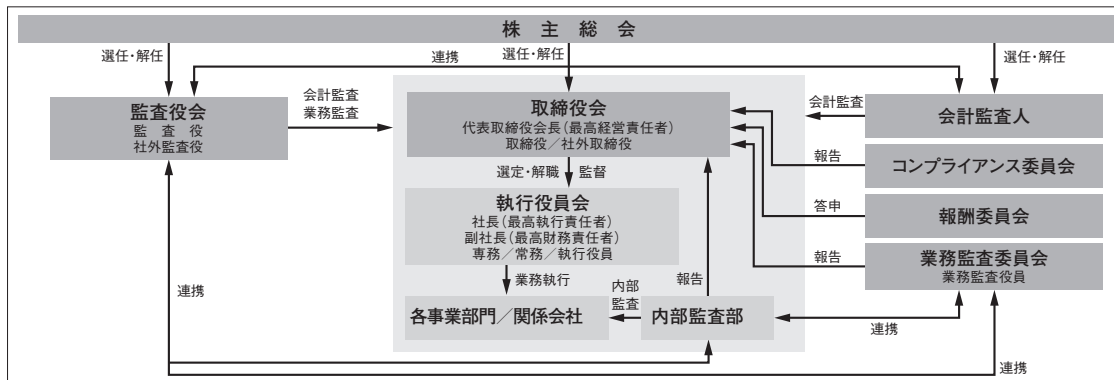
(2) コーポレートガバナンス体制の充実と向上

また、当社は「攻めのガバナンス」が、持続的な成長戦略の必要条件である旨を十分に認識しております。こうした観点から、平成13年度から社外取締役を選任しており、当初2名から平成15年度以降は3名の社外取締役を含めた体制で取締役会における規律の導入と議論の活性化を図ってまいりました。

加えて、昨年の定時株主総会において当社定款を変更し、取締役任期を2年から1年に短縮し、経営責任を明確にするなど、コーポレートガバナンス体制の充実と向上を継続的に行ってきたおり、今後とも株主の皆様とともに成長戦略を推進するために必要なものと重要視しております。



(ご参考) コーポレートガバナンス体制図



(3) 本施策を通じての数値目標

こうした基本戦略および成長戦略の現状と見通しのもと、当社グループでは株主の皆様のご期待に応えられるよう、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。具体的には、資本効率性の指標として、ROE（自己資本利益率）について、平成27年3月期までの過去3期の移動平均「6.7%」という実績に対して、本施策の有効期間である平成29年3月期を最終年度とする3期の移動平均で「8~10%」に引き上げることを第一段の目標として企業価値の向上を図ってまいります。

(ご参考) ROE（自己資本利益率）

項目	本施策導入前 平成25年3月期~平成27年3月期 実績3期移動平均	本施策満了時 平成27年3月期~平成29年3月期 目標3期移動平均
ROE (自己資本利益率)	6.7%	8~10%

(4) 本施策の必要性

当社は、当社グループが持続的な成長と中長期的な株主価値の向上を果たす戦略を掲げ、株主の皆様のご期待に応える経営に邁進するためには、本施策がその完遂に必要なものと考えております。現時点では、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や連絡等を受けている事実はありません。しかしながら、不測の事態が発生する可能性は常に存在しており、企業価値の毀損や株主共同の利益の侵害といった事態が生じる恐れを完全に否定できるものではありません。具体的には以下のような懸念を想定しております。

- ① 自社で開発したコンテンツ資産の価値は、現在の会計制度において直接貸借対照表に計上されるものではなく、人気タイトルなどのブランド価値の蓄積が、必ずしも順調に当社グループの適正な企業価値に反映されていくわけではないと考えております。大規模買付者によっては、その途上における一時点での差異のみに着目し、中長期的な企業価値の向上を目的としない敵対的買収の危機にさらされる可能性があります。
  - ② また、当社のコンテンツ創出力は、人的資産が活躍できる環境に大きく依存しております。大規模買付者の開発方針によっては、優秀な開発クリエイターをはじめとする従業員が当社の企業風土や開発戦略の変化を懸念して不安感や警戒感を抱き、反発、離反などにより経営の根幹をなす開発体制が脆弱化し、「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」の循環の源をなすコンテンツを生み出す母体が毀損することで、中長期的な企業価値の低下を招く恐れがあります。
  - ③ 当社は、大規模買付者との間にも中長期的な企業価値の向上を主題とした建設的な対話が可能であると考えており、そのための機会と十分な時間の確保は大規模買付者にとっても有意義なものと考えています。また、株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案に一定のルールを設け、十分な情報の提供と検討の期間を確保し、取締役会が必要な交渉を行うとともに、公正なご判断を仰ぐ仕組みを構築することは、株主共同の利益の向上のためにも必要であると考えます。現在も金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいづれもできないなど、必ずしも有効に機能しないことが考えられます。
- (5) 以上の次第ですので、当社が中長期的な企業価値の向上を目指し、持続的な成長戦略を実施するために本施策を定めることは、不測の事態などによる開発体制の混乱や脆弱化に対応することで、当社の経営資源を分散させることなく成長戦略に集中できる環境を整えるために必要であります。本施策を定めることは決して当社の取締役の保身を目的としないのみならず、取締役の責務である当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持、向上に資するものと思料いたします。

### 3. 本施策の主な流れ

- (1) 当社経営の支配権に影響を及ぼす大規模買付者には、株主の皆様に必要な情報の提供を行っていただくとともに、最終的には株主意思確認株主総会の意思決定に至るまで、本施策で定めるルールに従っていただくよう求めます。
- (2) まず大規模買付者に対しては、大規模買付行為に先立ち「意向表明書」を当社に提出することを求め、また、当社株主の意見形成に必要となる情報を求めます。

当社は、大規模買付者に対しては、情報の提供期間として最長で30日間の期間を設定しております。

- (3) 当社は、前項の大規模買付者からの情報提供期間の満了後60日間（対価を現金のみとする公開買付け以外は90日間）以内に、評価、検討を行い、株主意思確認株主総会の招集の是非を含めた結果を公表します。
- ① 独立委員会は、買付行為の評価・検討を行い、株主意思確認株主総会の招集を含め大規模買付対抗措置発動の是非について当社取締役会に勧告します。
  - ② 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為の評価・検討を行い、株主意思確認株主総会の招集を含め大規模買付対抗措置発動の是非等について結果を公表します。
  - ③ 株主意思確認株主総会を開催するに至った場合は、株主の皆様が大規模買付対抗措置発動の是非をご判断いただきます。

#### 4. 本施策上程に至る経緯

当社は、旧施策について、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会によりご承認をいただき、平成22年6月18日開催の第31期定時株主総会および平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において施策に所要の修正を行ったものを継続してまいりましたが、平成26年6月16日開催の第35期定時株主総会での否決により非継続となりました。

このたびの本施策の導入については、前述のと通りの対話等を踏まえ、当社取締役会で、さらに慎重な検討を加えた結果、平成27年5月12日開催の取締役会において、当社第36期定時株主総会における出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本施策を導入することを決議いたしました。

なお本施策は、当該取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、出席監査役全員が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、株主の皆様のご判断に資するため、旧施策からの変更点について、次のとおり、新旧対照表を作成いたしましたので、ご参照をお願いいたします。いずれの項目も、本施策が当社の取締役の保身のためと判断されかねない条項等について、そうした誤解を生じさせないように変更したものであり、株主の皆様に必要な情報提供と意思確認をお願いするルールとして本施策を立案させていただいているものであります。

(ご参考) 旧施策からの主要な変更点

## 1. ガバナンスに関する変更点

項目	旧施策	本施策
取締役任期	1年（ただし、定款附則により現任取締役の任期は2年）	1年
社外取締役比率	10名中3名（30%）	7名中3名（42%）

## 2. 買収防衛策の変更点

項目	旧施策	本施策
成長目標 (17頁)	明記なし	資本効率性の指標として3期移動平均ROE「8～10%」を明記
対抗措置発動の要件 (27～28頁)	① 東京高裁4類型および強圧的二段階買付 ② 買付の条件が、著しく不十分・不適當	① 東京高裁4類型および強圧的二段階買付（注） ② 開発体制の脆弱化に伴う企業価値の低下
対抗措置発動の決定機関 (29～30頁)	独立委員会の勧告により、取締役会で決議	独立委員会の勧告により、株主意思確認株主総会に上程ただし、明らかに東京高裁4類型および強圧的二段階買付の場合は取締役会決議
独立委員会の構成 (27頁)	社外取締役2名および社外有識者1名	社外取締役2名および社外監査役1名
大規模買付者に求める情報提供の期間 (24頁)	規定なし（無期限）	最長30日
大規模買付者に求める情報提供のリスト (24頁)	13項目	6項目
本施策の廃止手続 (30～31頁)	取締役会決議により廃止	①株主総会決議を受けて廃止 ②取締役会決議により廃止

(注) 東京高裁4類型とは、本施策28頁に記載のⅢ3.(2)②ア.からエ.まで、また強圧的二段階買付は同オ.をいいます。

本施策の概略は、以上のとおりであります。

なお、本施策の内容の詳細は次のとおりであります。

## II 本施策導入の目的について

### 1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株式等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または②当社株式等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株式等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等所有割合（注7）の合計をいいます。

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4） 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5） 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6） 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株式等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注7） 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株式等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## 2. 本施策の必要性

当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、当社株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記 I 2. (4) で述べた当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から当社株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して当社株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を当社株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

すなわち、金融商品取引法（公開買付制度および大量保有報告制度）の改正（旧証券取引法平成18年改正）により、現経営陣の賛同を得ることなく突然に公開買付けが行われた場合に、公開買付届出書における開示の充実、買付対象者が公開買付者に対して質問を行う機会（質問権）の付与等がなされたことによって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、同改正がなされた現在においてもなお、公開買付けが開始される前における情報提供と検討時間を法的に確保することおよび市場内での買集め行為を法的に制限することがいづれもできないなど、同改正が敵対的買収に対して必ずしも有効に機能しない可能性を否定できません。

かかる状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことが必要と考えており、かかる対抗措置の準備は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない敵対的買収を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本施策は公開買付開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであることから、本施策を導入することは当社の取締役としての責務であると考えております。

平成27年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の26.08%が保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手續等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値および株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するものであります。

### Ⅲ 本施策の内容について

#### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

まず、本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、当社株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.（1））と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.（2））を要請しております。

次に、本施策においては、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値および株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定し、それぞれの場合の手續を具体的に規定しております（後記3.（2）（3））。

#### 2. 大規模買付ルール

##### (1) 当社取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、当社株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内

連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書の受領日から10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じとします。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。

本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

- ① 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および具体的内容
- ③ 大規模買付行為における当社株式等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件
- ④ 大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、開発方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- ⑤ 大規模買付行為実行後における、当社グループの開発クリエイターをはじめとする従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者の処遇方針
- ⑥ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記（3））等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、合理的な期間（以下「情報提供期間」といいます。）を定め、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。情報提供期間は、意向表明書の受領日から起算して最長で30日間とします。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に提供を求める情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、当社株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な評価・検討を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。大規模買付者が提出した本情報は、当社株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を公表いたします。



## (2) 当社取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日または情報提供期間満了日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）もしくは90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまで、または株主意思確認株主総会（下記②）を開催する場合には同総会が大規模買付対抗措置の発動の是非について決議するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の評価および検討、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、当社株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等に関して、独立委員会（後記（3））の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。大規模買付者が大規模買付行為を行うことができるようになる場合は、以下のとおりです。

### ① 当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しないことを決議した場合

当社取締役会は、下記②の場合を除き、取締役会評価期間中に大規模買付対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、かかる決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができます。

### ② 大規模買付対抗措置の発動の是非を株主意思確認株主総会に上程する場合

当社取締役会は、大規模買付対抗措置を発動すると判断した場合（ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（後記3.（3）①）、および当社取締役会の決議のみで大規模買付対抗措置を発動できる場合（後記3.（3）②イ.）を除きます。）は、株主の皆様が大規模買付対抗措置の発動の是非についてご判断いただくため、取締役会評価期間満了後60日間（事務手続上の合理的な理由が存在する場合には必要最小限の期間を延長する場合があります。）以内に会社法の手続に従い株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催し、大規模買付対抗措置を発動する旨の議案を株主意思確認株主総会に上程するものとし、当社は、株主意思確認株主総会において大規模買付対抗措置の発動が出席株主が有する議決権の過半数の反対により否決された場合は、大規模買付対抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができます。

### (3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。当社取締役会は、前記(1)に定める本情報ならびに前記(2)に定める本情報の当社取締役会による検討および評価結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による検討および評価結果ならびに外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手したうえで、以下の事項に関する検討結果について当社取締役会に勧告を行います。

#### ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

#### ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か(後記3.(2)①)について検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

#### ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件(後記3.(2)②)を具備しているか否かについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非(株主意思確認株主総会(前記(2)②)への上程の可否を含みます。)について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。また、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

- ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、本施策導入時の独立委員会の委員は、社外取締役2名および社外監査役1名の合計3名により構成し、別紙3記載の各氏を選任する予定です。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を具備する場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、後記(3)に述べる手続に従い、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的大規模買付対抗措置の一つとして当社株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定めるいずれかの要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前もしくは株主意思確認株主総会が大規模買付対抗措置の発動の是非について決議する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が次の各号のいずれかの類型に該当し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものに該当すると当社取締役会が判断した場合には、後記(3)の手續に従い大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

- ア. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- イ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営に当たる場合）。
- ウ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- エ. 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券およびコンテンツ資産等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをすることにある場合。
- オ. 最初の買付けで、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- カ. 大規模買付行為における買付けの条件（開発方針、買付け後における開発社員をはじめとする当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの経営資源の源泉である開発体制を脆弱化させるものであると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の手続に従い大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

#### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

#### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会が次の各号に定める勧告を行った場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、それぞれの手続に従い大規模買付対抗措置の発動の是非について決議することができるものとします。

ア. 独立委員会が株主意思確認株主総会において大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するよう求める勧告を行う場合

独立委員会は、下記イ.に該当する場合を除き、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の発動の是非を判断するため、株主意思確認株主総会に大規模買付対抗措置を発動する旨の議案を上程することを勧告するものとします。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において大規模買付対抗措置を発動することの是非を株主意思確認株主総会において決議させるべきとの判断に至った場合、当該議案を株主意思確認株主総会に上程するため、株主意思確認株主総会の招集を決議します（株主意思確認株主総会への議案の上程については、前記2. (2) ②も併せてご確認ください）。

株主意思確認株主総会において、大規模買付対抗措置を発動することが出席株主が有する議決権の過半数の賛成により可決された場合、当社は大規模買付対抗措置を発動するものとします。他方で、株主意思確認株主総会において、大規模買付対抗措置を発動することが否決された場合、当社取締役会は大規模買付対抗措置を発動しないものとします。

- イ. 独立委員会が株主意思確認株主総会を開催せずに大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するよう求める勧告を行う場合

独立委員会は、大規模買付行為が前記(2)②ア.からオ.に該当することが明らかであると判断した場合、当社取締役会に対して、当社取締役会の決議のみで大規模買付対抗措置を発動すべきことを勧告するものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において大規模買付対抗措置を発動すべきとの判断に至った場合、大規模買付対抗措置を発動することを決議します。

また、独立委員会は、前記(2)②ア.からカ.に該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置を発動すべきでないことを勧告するものとします。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間において大規模買付対抗措置を発動すべきでないとの判断に至った場合、大規模買付対抗措置を発動しないことを決議します。ただし、当社取締役会は、株主の共同の利益のために大規模買付対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断する場合には、当該議案を株主意思確認株主総会に上程することができるものとします。その後の手続は、上記ア.と同様です。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、当社株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、または(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

- ア. 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付行為が存在しなくなった場合

- イ. 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(2)②ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

#### 4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認を条件として効力を発生し、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確

保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含みます。）をすることができるものとしします。

加えて、当社株主総会において出席株主が有する議決権の過半数をもって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、当社は本施策を廃止するものとしします。この他、当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会の判断により本施策を廃止する旨の決議が行われた場合についても、当社は本施策を廃止するものとしします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

## 5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成27年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本施策に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本施策に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

## IV 本施策の合理性について

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

### 2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅱに述べたとおり、本施策は、当社株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記Ⅲに述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件

および手続は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

### 3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件および手続は、いずれも前記Ⅲにおいて具体的かつ明確に示したところであり、当社株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

### 4. 継続手続および改廃の可能性

本施策は、平成27年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、出席取締役全員の賛成により決定されたものであります。なお、当該取締役会において、出席監査役全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、本施策は、前記Ⅲ4.のとおり、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役により廃止または変更することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であるため、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて当社株主の意思が反映されうるものと考えます。

### 5. 当社取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅲ3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件を具備するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅲ3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。



## V 本施策が当社株主および投資家に及ぼす影響について

### 1. 大規模買付ルールが当社株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株式等を発行するものではありませんので、当社株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者およびそれに対する当社の動向にご注意ください。

### 2. 大規模買付対抗措置の発動が当社株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の当社株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として当社株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、当社株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化されることとなります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する当社株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を取得することとなります（なお、この場合、かかる当社株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき当社株主が確定した後において、前記Ⅲ3. (3)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる当社株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

## 当社株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ・発行可能株式総数 150,000,000株
- ・発行済株式の総数 67,723,244株
- ・株主数 13,312名
- ・大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社クロスロード	5,276 千株	9.38 %
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,635	8.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,207	3.93
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	2,121	3.77
辻本 憲三	2,008	3.57
辻本 美佐子	1,964	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,715	3.05
辻本 美之	1,669	2.97
辻本 春弘	1,548	2.75
辻本 良三	1,545	2.75

（注）持株比率については、自己株式数（11,493千株）を控除して算出しております。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。

### 2. 任期

委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

### 3. 委員会の権限

- (1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。
  - ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について
  - ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
  - ③ 大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について
  - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について
- (2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
  - ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価
  - ③ 前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項
- (3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。
  - ① 大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
  - ② 大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表
  - ③ 大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
  - ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

#### 4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

#### 5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

## 独立委員会委員候補者略歴

保田 博（やすだ ひろし：昭和7年5月14日生）

## 【略歴】

昭和32年4月 大蔵省入省  
昭和48年11月 大蔵大臣秘書官  
昭和52年1月 内閣総理大臣秘書官  
昭和63年6月 大蔵省大臣官房長  
平成2年6月 大蔵省主計局長  
平成3年6月 大蔵事務次官  
平成6年5月 日本輸出入銀行総裁  
平成11年10月 国際協力銀行総裁  
平成13年9月 関西電力株式会社顧問  
平成14年1月 読売国際経済懇話会理事長（現任）  
平成14年7月 日本投資者保護基金理事長  
平成16年6月 株式会社資生堂社外監査役  
平成16年8月 財団法人資本市場振興財団（現 公益財団法人資本市場振興財団）理事長  
平成19年6月 当社社外取締役（現任）  
平成26年1月 公益財団法人資本市場振興財団顧問（現任）

（注）1. 保田 博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

**守 永 孝 之 (もりなが たかゆき：昭和15年9月5日生)**

**【略 歴】**

昭和39年 4月 日本輸出入銀行入行  
平成 4年 4月 同行人事部長  
平成 6年 8月 同行大阪支店長  
平成 8年 4月 同行理事  
平成10年 9月 矢崎総業株式会社常務取締役  
平成12年 9月 同社専務取締役  
平成18年 6月 同社取締役副会長  
平成19年 6月 同社取締役相談役  
平成20年 6月 同社非常勤顧問  
平成21年 6月 当社社外取締役 (現任)

- (注) 1. 守永孝之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

**岩 崎 吉 彦 (いわさき よしひこ：昭和27年5月19日生)**

**【略 歴】**

昭和54年 4月 国税庁入庁  
昭和61年 7月 伊集院税務署長  
平成 9年 7月 広島国税局徴収部長  
平成11年 7月 広島国税局調査査察部長  
平成15年 7月 国税庁長官官房企画官  
平成19年 7月 名古屋国税局総務部長  
平成20年 7月 税務大学校教頭  
平成21年 7月 金沢国税不服審判所長  
平成22年 7月 札幌国税不服審判所長  
平成23年 7月 税務大学校副校長  
平成24年 6月 当社社外監査役 (常勤) (現任)

- (注) 1. 岩崎吉彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

## 新株予約権無償割当の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注8）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注9）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注10）（以下①ないし⑥に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

## 11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

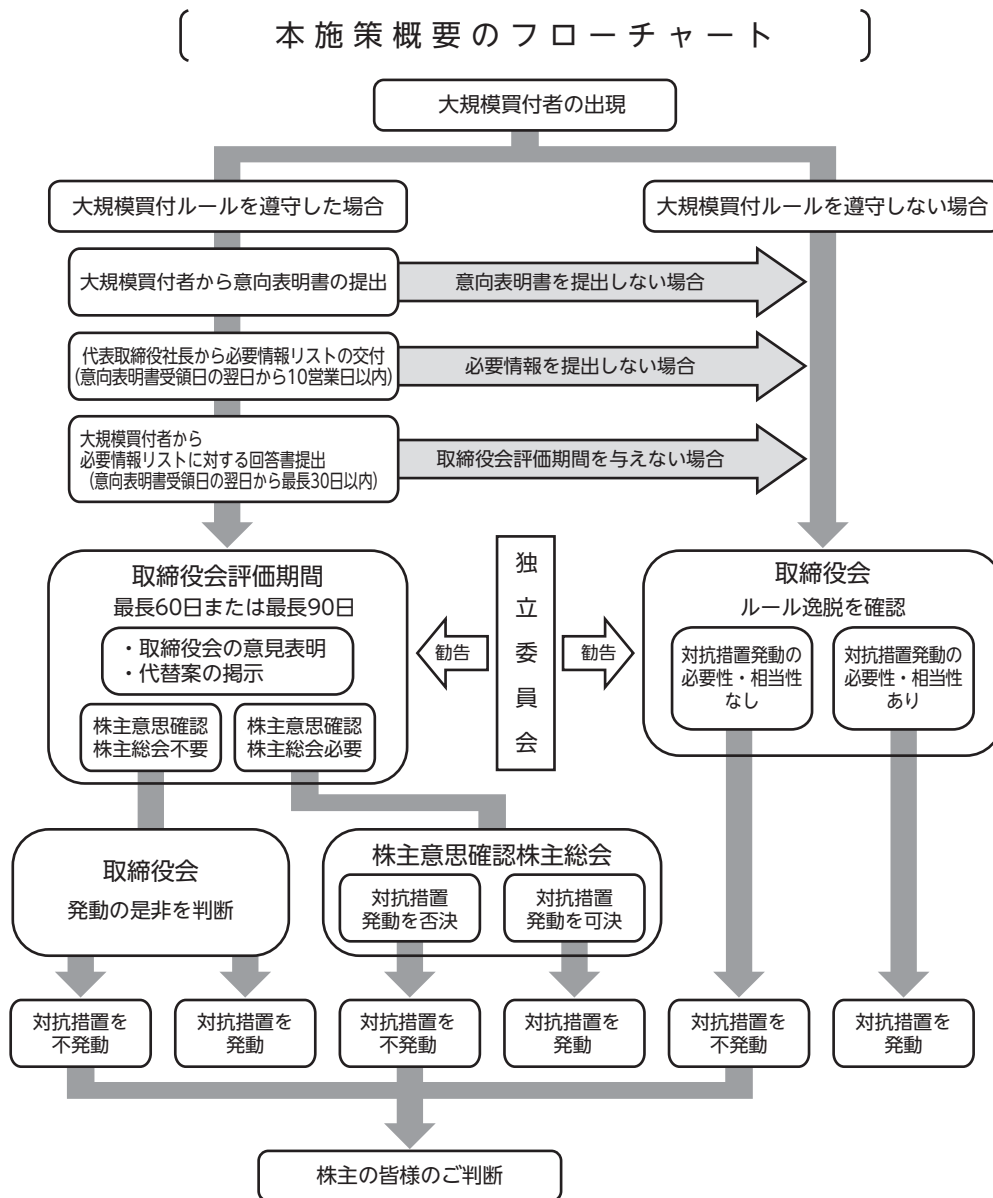
---

(注8) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注9) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）にかかる株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。





(注) 本フローチャートは、本施策の代表的な流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続きを示しておりません。

# 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安や株価の上昇に加え、雇用環境の改善や堅調な設備投資に支えられ、景気は回復基調を維持いたしました。

当業界は家庭用ゲーム市場につきましては、パッケージ版は娯楽の分散化などにより国内市場の成熟化傾向が続いてまいりましたが、昨年9月に開催された「東京ゲームショウ2014」の来場者数が歴代2位となる25万人を突破するとともに、ダウンロード版を加えた事業環境は拡大過程に入っております。

他方、スマートフォンとの親和性が高いソーシャルゲームは、勢力拡大を維持いたしました。

アミューズメント施設市場は、既存店が軟調に推移する状況下、毎年11月23日の「ゲームの日」にファンサービスや感謝イベントを実施するなど、業界を挙げて活性化に取り組んでまいりました。

こうした環境のもと、当社グループは主力部門の家庭用ゲームソフトにおいて、期待作の「モンスターハンター 4G」(Newニンテンドー3DS・ニンテンドー3DS用)が安定した人気に支えられ、順調に売上を伸ばしました。また、流通形態の多様化を図るため、持続的成長が見込まれるダウンロード販売に注力したほか、ゲームソフトの開発期間短縮やコスト削減などを図るため、大型の3Dスキャンシステムを導入するなど、開発体制の効率化、拡充を推し進めてまいりました。

さらに、モバイルコンテンツ部門等の事業構造改革に加え、売上原価の圧縮や販売費および一般管理費の抑制に努めるなど、収益改善に注力してまいりました。

また、大阪市のテーマパーク、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)において、「バイオハザード」および「モンスターハンター」のイベントを開催したほか、メガネトップとコラボレーションした眼鏡を発売するなど、多彩なワンコンテンツ・マルチユース展開を行ってまいりました。

一方で、パチスロ機事業は、平成26年9月16日からの型式試験方法変更の影響により、新機種投入の延期を余儀なくされました。

この結果、売上高はパチスロ新型機の発売延期などに加え、前期に大ヒットした「モンスターハンター 4」(ニンテンドー3DS用)の反動減も重なって、642億77百万円(前期比37.1%減)となりました。

一方、利益面につきましては、ダウンロード販売による収益力アップや経費圧縮等の収益改善策が奏功したことにより、営業利益105億82百万円(前期比2.7%増)、経常利益は108億51百万円

(前期比0.9%減)となりましたものの、当期純利益は66億16百万円(前期比92.1%増)と大幅な増益になりました。

なお、当社はダイバーシティー・マネジメントの観点から多様な人材の活用に取り組んでおり、性別、国籍、年齢などに関係なく採用、評価を行っております。この一環として、女性社員の幹部登用およびグローバルな人材の確保、育成などを推進しております。この結果、現在の女性社員の管理職は21名(当社管理職に占める割合10.0%)、また外国人は69名(当社従業員に占める割合3.4%)となっております。

売上高	642億77百万円 (前期比37.1%減)	営業利益	105億82百万円 (前期比2.7%増)
経常利益	108億51百万円 (前期比0.9%減)	当期純利益	66億16百万円 (前期比92.1%増)

## 部門別の状況

### 【デジタルコンテンツ部門】

当部門におきましては、目玉タイトルの「モンスターハンター 4G」(Newニンテンドー3DS・ニンテンドー3DS用)がおおむね計画どおり推移したほか、海外をターゲットにした「ウルトラストリートファイターⅣ」(プレイステーション 3、Xbox 360、パソコン用)も根強い人気を反映して底堅い売行きを示しました。

また、趣向を凝らした販売(エピソードごとにダウンロード販売を行うほか、配信後はパッケージ版を発売。)が持ち味の「バイオハザード リベレーションズ2」(プレイステーション 3・4、Xbox 360・One、パソコン用)も堅調な出足を示しました。

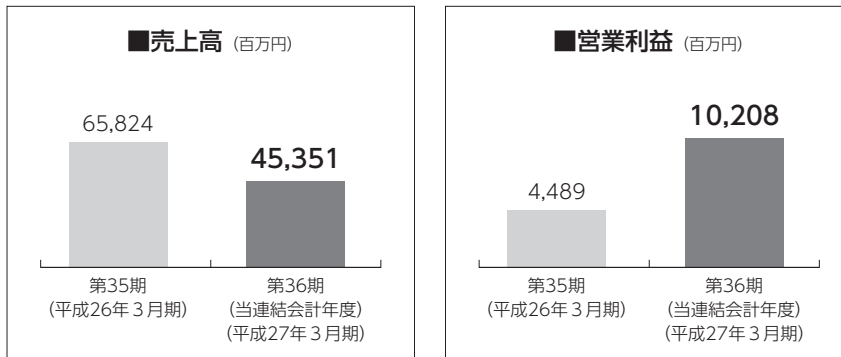
さらに、前期にミリオンセラーを達成した「デッドライジング3」(Xbox One、パソコン用)が健闘したことに加え、利幅が大きいリピータイトルのダウンロード版が着実に販売本数を伸ばしたため、利益を押し上げました。

一方で、「ガイストクラッシャーゴッド」(ニンテンドー3DS用)は、低調に終始いたしました。

かてて加えて、モバイルコンテンツも「モンスターハンターポータブル2nd G for iOS」など、一部を除いてヒット作には恵まれませんでした。収益構造の再構築が奏功したことにより採算性は向上しました。

しかしながら、全体として前述の「モンスターハンター 4」（ニンテンドー3DS用）の反動減を補完するまでには至りませんでした。

この結果、売上高は453億51百万円（前期比31.1%減）、営業利益102億8百万円（前期比127.4%増）となりました。

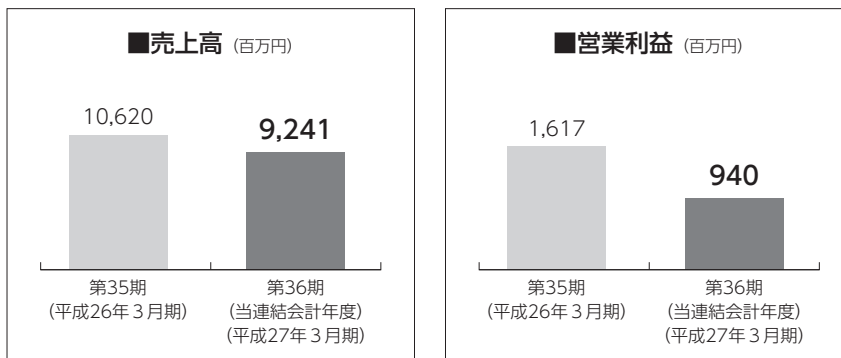


#### [アミューズメント施設部門]

当部門におきましては、余暇の多様化や顧客誘引商品の不足などにより市況軟化が続く中、高齢者を対象にした無料体験ツアーや低年齢者向け「あそび王国ぴいかあぶう」を全国5カ所に設置するなど、若年層中心のコアユーザーに加え、シニア層やファミリー客の取り込みによる客層の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、既存店の伸び悩みに加え、消費増税の影響や天候不順も重なって、弱含みに推移いたしました。当期は、埼玉県に1店舗出店するとともに、不採算店1店舗を閉鎖しましたので、施設数は33店舗となっております。

この結果、売上高は92億41百万円（前期比13.0%減）、営業利益9億40百万円（前期比41.8%減）となりました。

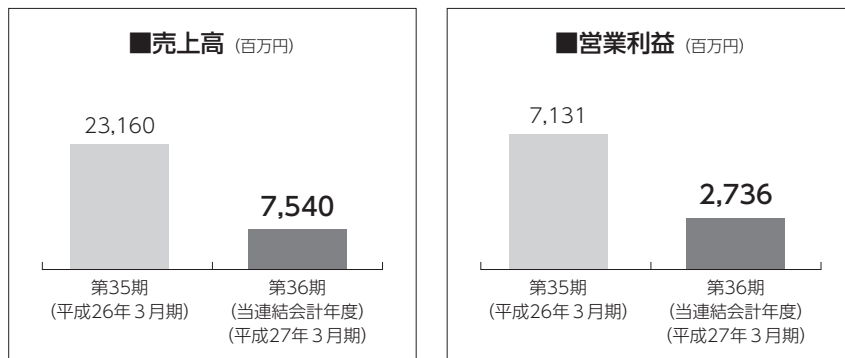


〔アミューズメント機器部門〕

パチスロ機事業は、型式試験方法の変更に伴う新機種の発売延期により、品薄の商品ラインアップとなりましたものの、上期に投入した「戦国BASARA 3」や高採算のリピート販売が収益を下支えいたしました。

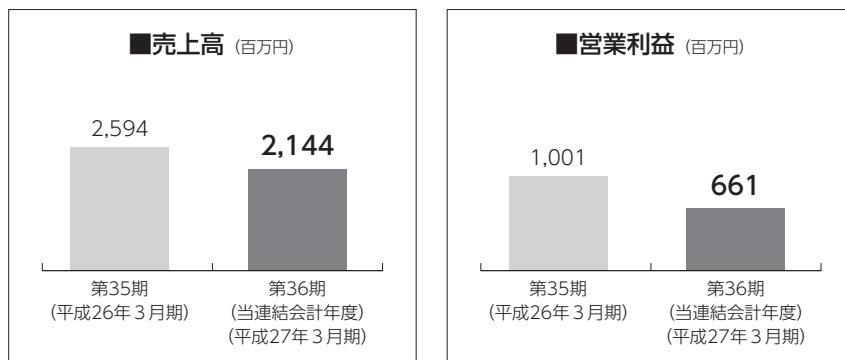
また、業務用機器事業につきましても既存商品主体の販売となりましたため、総じて商材不足により軟調に推移いたしました。

この結果、売上高は75億40百万円（前期比67.4%減）、営業利益27億36百万円（前期比61.6%減）となりました。



〔その他部門〕

その他部門につきましては、主なものはゲームガイドブック等の出版やキャラクターグッズなどの物品販売で、売上高は21億44百万円（前期比17.4%減）、営業利益6億61百万円（前期比34.0%減）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は55億64百万円であり、主なものといたしましては、研究開発ビルの建設に係るものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、家庭用ゲーム市場は勢力拡大が続いているソーシャルゲームと家庭用ゲーム機との顧客争奪戦が激化するなど、プラットフォームの主導権を巡って熾烈な攻防が繰り広げられるとともに、「売り切り型」のパッケージ販売以外にオンライン機能を活用した追加コンテンツやアイテム課金の伸長など、事業領域の多角化により勢力圏が塗り替わることも予想される一方で、双方のシナジー効果により全体の市場規模は膨らむものと思われまます。

市場環境が変化する状況のもと、当社グループといたしましては、有力タイトルの投入やダウンロード販売の強化などにより収益展開を図ってまいります。

この一環として、低迷状態が続いているモバイルコンテンツ事業の局面を打開するため、開発プロセスの改善やマネジメント体制の強化に加え、運営ノウハウの蓄積や的確なマーケティング活動など、顧客満足度を高めた魅力的なコンテンツの開発、供給により利用者の増加に努めてまいります。

他方、パチスロ機については、型式試験方法の変更により、不透明感は完全に払拭できないものの、新基準に対応した仕様変更により同試験に適合できる機種の開発を迅速に進めるなど、環境の変化に対応した機動的な事業戦略により、新商品の早期発売に取り組んでまいります。

さらに、内作比率の向上、業務の効率化やコスト削減など経営全般にわたる合理化の推進により、安定した利益が確保できる企業体質を構築してまいります。

加えて、国内市場が成熟する状況下、成長余力がある海外展開を加速させるため、中国、韓国およびタイなど、これから成長が見込まれるアジア地域において、現地企業との協業展開などによりオンラインゲーム配信を拡充するとともに、橋頭堡を築くことにより同地域における事業拡大に注力してまいります。

次期の商品戦略といたしましては、「ドラゴンズドグマ オンライン」（プレイステーション3・4、パソコン用）やモバイルコンテンツの「モンスターハンター エクスプロア」などを投入する予定であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

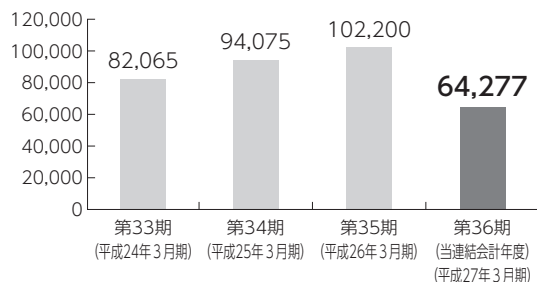
## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況

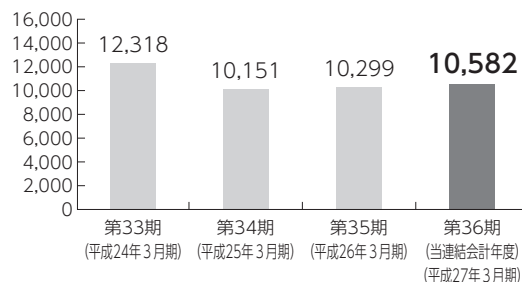
区 分	期 別	第 33 期 (平成24年 3月期)	第 34 期 (平成25年 3月期)	第 35 期 (平成26年 3月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (平成27年 3月期)
売 上 高 (百万円)		82,065	94,075	102,200	64,277
営 業 利 益 (百万円)		12,318	10,151	10,299	10,582
経 常 利 益 (百万円)		11,819	10,944	10,946	10,851
当期純利益 (百万円)		6,723	2,973	3,444	6,616
1株当たり当期純利益(円)		116.10	51.64	61.11	117.67
総 資 産 (百万円)		98,247	104,365	96,611	100,773
純 資 産 (百万円)		59,352	62,828	63,875	71,331
R O E [自己資本利益率] (%)		11.5	4.9	5.4	9.8
1株当たり純資産(円)		1,030.70	1,091.08	1,135.91	1,268.56

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

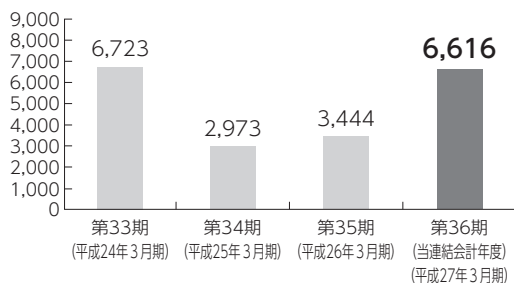
#### ■売上高 (百万円)



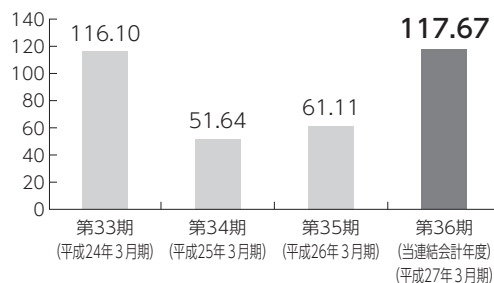
#### ■営業利益 (百万円)



#### ■当期純利益 (百万円)



#### ■1株当たり当期純利益 (円)

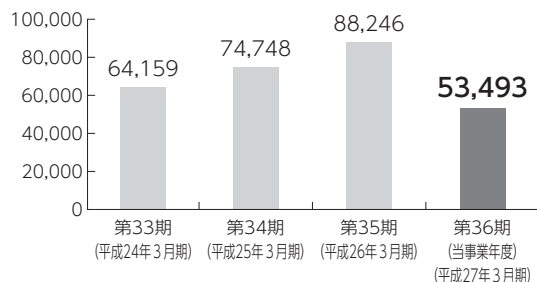


## ② 当社の財産および損益の状況

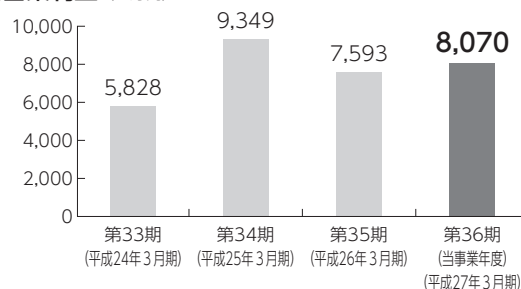
区 分	期 別	第 33 期 (平成24年3月期)	第 34 期 (平成25年3月期)	第 35 期 (平成26年3月期)	第 36 期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)		64,159	74,748	88,246	53,493
営 業 利 益 (百万円)		5,828	9,349	7,593	8,070
経 常 利 益 (百万円)		5,410	10,595	8,210	8,021
当期純利益 (百万円)		2,447	2,697	2,017	4,765
1株当たり当期純利益(円)		42.26	46.84	35.79	84.75
総 資 産 (百万円)		89,730	94,897	83,722	79,072
純 資 産 (百万円)		56,272	56,803	54,259	57,114
R O E [自己資本利益率] (%)		4.2	4.8	3.6	8.5
1株当たり純資産 (円)		977.22	986.45	964.90	1,015.73

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

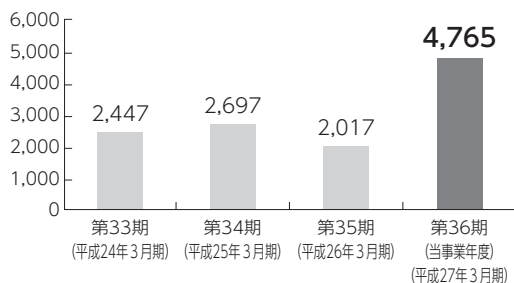
### ■売上高 (百万円)



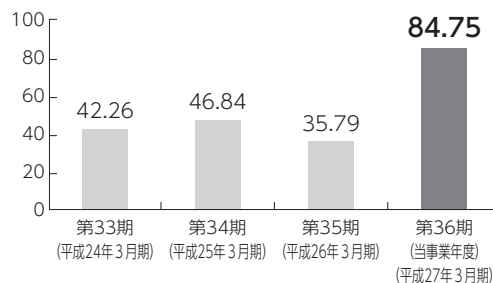
### ■営業利益 (百万円)



### ■当期純利益 (百万円)



### ■1株当たり当期純利益 (円)





## (6) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
株式会社ケーター	3百万円	100%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	30百万円	100%	遊技機の製造および販売
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン	300百万円	100%	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコンU.S.A.,INC.	159,949千米ドル	100%	家庭用ゲームソフトの開発および販売
カプコンアジアCO.,LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテインメント・ドイツ GmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
ビーライン・インタラクティブ,INC.	0千米ドル	100%	携帯電話向けコンテンツの配信
ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.	0千カナダドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
カプコン・エンタテインメント・コリア CO.,LTD.	1,000百万ウォン	100%	家庭用ゲームソフトの販売 オンラインゲームの開発、運営
カプコン・エンタテインメント・フランス SAS	37千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー,INC.	4,760千カナダドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの開発
ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.	2,500千ユーロ	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発および配信
ビーライン・インタラクティブ・タイ CO.,LTD.	16百万バーツ	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの開発
カプコン台湾CO.,LTD.	80百万台湾元	100%	オンラインゲームの開発、運営

- (注) 1. 当社の持株比率欄の（ ）内の数字は、間接所有する持株比率を内数で示しております。
2. カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー,INC.は、カプコンU.S.A.,INC.が株式を100%所有しております。
3. カプコン・エンタテインメント・ドイツ GmbHおよびカプコン・エンタテインメント・フランス SAS は、CE・ヨーロッパLTD.が株式を100%所有しております。

4. ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.およびビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD.は、ビーライン・インタラクティブ,INC.が株式を100%所有しております。
5. ビーライン・インタラクティブ・タイCO.,LTD.は、ビーライン・インタラクティブ,INC.、ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.および株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパンの3社が株式を100%所有しております。

## ② 企業結合の成果

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社16社であり、持分法適用会社は1社であります。当連結会計年度の売上高は642億77百万円（前期比37.1%減）、当期純利益は66億16百万円（前期比92.1%増）となっております。

## (7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフト、オンラインゲーム、モバイルコンテンツおよびアミューズメント機器等の企画、開発、製造、販売、配信ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

## (8) 主要な事業所

### ① 当 社

本 社	大阪市中央区平野町三丁目1番3号
研究開発ビル	大阪市中央区平野町三丁目2番8号
東京支店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上野事業所	三重県伊賀市治田3902番地

### ② 子会社

株式会社カプトロン	(大阪市中央区)
株式会社ケーター	(大阪市北区)
株式会社エンターライズ	(東京都台東区)
株式会社ビーライン・インタラクティブ・ジャパン	(大阪市中央区)
カプコンU.S.A.,INC.	(米国)
カプコンアジアCO.,LTD.	(香港)
CE・ヨーロッパLTD.	(英国)
カプコン・エンタテイメント・ドイツGmbH	(ドイツ)
ビーライン・インタラクティブ,INC.	(米国)
ビーライン・インタラクティブ・カナダ,INC.	(カナダ)
カプコン・エンタテイメント・コリアCO.,LTD.	(韓国)
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS	(フランス)

カプコン・ゲーム・スタジオ・バンクーバー,INC. (カナダ)  
 ビーライン・インタラクティブ・ヨーロッパLTD. (英国)  
 ビーライン・インタラクティブ・タイCO.,LTD. (タイ)  
 カプコン台湾CO.,LTD. (台湾)

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,681名	80名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,033名	82名増	36.1才	9.4年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,179百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,830
株式会社三井住友銀行	843
株式会社日本政策投資銀行	6,000

(注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	26,700百万円
借入実行残高	－百万円
差引未実行残高	26,700百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 67,723,244株  
(3) 株 主 数 13,312名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
有限会社クロスロード	5,276 千株	9.38 %
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,635	8.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,207	3.93
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	2,121	3.77
辻 本 憲 三	2,008	3.57
辻 本 美 佐 子	1,964	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,715	3.05
辻 本 美 之	1,669	2.97
辻 本 春 弘	1,548	2.75
辻 本 良 三	1,545	2.75

(注) 持株比率については、自己株式数 (11,493千株) を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者 (CEO) ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役、一般 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
代表取締役社長	辻 本 春 弘	社長執行役員、最高執行責任者 (COO) 兼 コンシューマゲーム事 業管掌
取 締 役	小 田 民 雄	副社長執行役員、最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営管掌
取 締 役	阿 部 和 彦	専務執行役員 兼 海外事業管掌
取 締 役	山 下 佳 文	専務執行役員、総務・法務 兼 人事管掌
取 締 役	一 井 克 彦	専務執行役員
取 締 役	江 川 陽 一	専務執行役員、アミューズメント事業 兼 P&S事業管掌
取 締 役	保 田 博	
取 締 役	松 尾 眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、東燃ゼネラル石油 株式会社社外取締役、東レ株式会社社外監査役
取 締 役	守 永 孝 之	
監 査 役 (常 勤)	平 尾 一 氏	
監 査 役 (常 勤)	岩 崎 吉 彦	
監 査 役	家 近 正 直	弁護士法人第一法律事務所代表社員、京阪電気鉄道株式会社社外監 査役、田辺三菱製薬株式会社社外監査役、株式会社日本エスコン社 外監査役
監 査 役	松 崎 彬 彦	

- (注) 1. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎吉彦および松崎彬彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏に並びに監査役 岩崎吉彦および松崎彬彦の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 岩崎吉彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中に以下の取締役の担当業務の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
山下佳文	専務執行役員、総務・法務 兼 人事管掌	専務執行役員、総務・法務・ 人事 兼 IT管掌	平成26年 7月 1日
辻本春弘	社長執行役員、最高執行責任 者 (COO) 兼 コンシューマ ゲーム事業管掌	社長執行役員 兼 最高執行責任 者 (COO)	平成27年 2月16日
一井克彦	専務執行役員	専務執行役員 兼 コンシュー マゲーム事業管掌	平成27年 2月16日

6. 当事業年度後に以下の取締役の担当業務の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
一井克彦	CE・ヨーロッパLTD. CEO	専務執行役員	平成27年 4月 1日
江川陽一	専務執行役員、AM事業 兼 OP事業管掌	専務執行役員、アミューズメ ント事業 兼 P&S事業管掌	平成27年 4月 1日

7. 社外取締役の松尾 眞氏の兼務先であります東燃ゼネラル石油株式会社および東レ株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。

なお、同氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所に所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	485百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	52百万円 (24百万円)
合 計	14名 (5名)	537百万円 (56百万円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る取締役賞与62百万円（社外取締役を除く）が含まれております。
2. 取締役の報酬額は、平成23年6月17日開催の第32期定時株主総会において年額6億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬は年額5,000万円以内）と決議いただいております。また、監査役の報酬額は、平成24年6月15日開催の第33期定時株主総会において年額8,500万円以内と決議いただいております。

## (3) 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

### ① 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤および非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

ア. 月額報酬は定額とします。

イ. 賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。

ウ. 上記の報酬のほか、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

### ② 監査役の報酬等について

監査役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤を勘案のうえ、各監査役の協議により決定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	保田 博	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	松尾 眞	当事業年度に開催した取締役会16回のうち14回（87.5%）出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	守永孝之	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、他社の経営に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	岩崎吉彦	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しております。なお、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、税務に関する専門知識および識見に基づき、取締役に対して適宜助言、意見を述べております。
社外監査役	松崎彬彦	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、また全ての監査役会に出席しております。なお、経営監視機能の客観性、中立性を確保するとともに、警察行政に携わった豊富な経験と専門知識に基づき、取締役に対して適宜助言、意見を述べております。



## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

41百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

#### ③ 当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当連結会計年度において、海外子会社の一部については、当社の監査公認会計士等の同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、不再任については、上記のほか諸事情を勘案のうえ、監査役会と取締役会の協議に基づき決定を行います。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制  
社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって適切に保存および管理を行っております。
- ③ リスク管理体制に関する規程その他の体制  
危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制が機能するよう努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離するとともに、迅速な意思決定により円滑かつ機動的な事業展開を推し進め、経営効率を高めております。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制  
法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規範」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社取締役等が出席する子会社取締役会を毎月1回開催し、「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について報告を義務付けております。また、「リスク管理規程」等によりグループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する体制および当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する体制  
監査役は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。この

ため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上2名の専従スタッフが監査役の指示による補助業務の任に当たっているほか、当該従業員の異動については、監査役の同意を得ております。

- ⑧ 当社グループの役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役から職務執行に関して必要な情報を求められた当社グループの役職員は、迅速かつ適切に対応するとともに、所要の事項などについて適宜報告を行っております。  
また、役職員が監査役へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いは行いません。
- ⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役の職務執行に伴う費用について、一定額の予算を設けるとともに、当該費用の前払い等を請求したときは、その金額を負担することにしております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況  
当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。  
当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。  
また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要およびその実現に資する取組み
- ア. 経営理念  
当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、当社株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。
- イ. 当社グループの企業価値の源泉について  
当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・配

信、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

ウ. 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、家庭用ゲーム市場における据置型次世代ゲーム機の登場に加え、ソーシャルゲーム市場におけるスマートフォンやタブレットの普及などにより、事業構造の多極化が進み、市場環境が急速に変化しております。

このように厳しい事業環境下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

当社は、法令の許容する範囲内において、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対して、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示するほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、適切な処置を講じることに加え、より一層企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

なお、当社が策定しておりました「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は、平成26年6月16日開催の第35期定時株主総会において否決されたため、非継続となりました。

---

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>[ 65,659]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[ 17,246]</b>
現金および預金	32,204	支払手形および買掛金	3,089
受取手形および売掛金	8,005	電子記録債務	988
商品および製品	1,225	短期借入金	3,452
仕掛品	1,672	リース債務	483
原材料および貯蔵品	1,020	未払法人税等	823
ゲームソフト仕掛品	16,833	繰延税金負債	147
繰延税金資産	2,042	賞与引当金	1,832
その他	2,712	資産除去債務	6
貸倒引当金	△56	その他	6,421
<b>固定資産</b>	<b>[ 35,113]</b>	<b>固定負債</b>	<b>[ 12,195]</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 17,328)</b>	長期借入金	7,540
建物および構築物	6,136	リース債務	589
機械装置および運搬具	22	繰延税金負債	48
工具、器具および備品	1,578	退職給付に係る負債	2,101
アミューズメント施設機器	1,101	資産除去債務	489
土地	4,953	その他	1,427
リース資産	995		
建設仮勘定	2,541	<b>負債合計</b>	<b>29,442</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 10,668)</b>	<b>【純資産の部】</b>	
オンラインコンテンツ仮勘定	7,895	<b>株主資本</b>	<b>[ 70,228]</b>
その他	2,772	資本金	33,239
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 7,117)</b>	資本剰余金	21,328
投資有価証券	621	利益剰余金	33,801
破産更生債権等	66	自己株式	△18,140
差入保証金	4,036	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>[ 1,102]</b>
繰延税金資産	1,595	その他有価証券評価差額金	170
その他	876	為替換算調整勘定	1,215
貸倒引当金	△78	退職給付に係る調整累計額	△283
<b>資産合計</b>	<b>100,773</b>	<b>純資産合計</b>	<b>71,331</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>100,773</b>

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,277
売上原価		38,379
売上総利益		25,898
返品調整引当金戻入額		87
<b>差引売上総利益</b>		<b>25,985</b>
販売費および一般管理費		15,403
<b>営業利益</b>		<b>10,582</b>
営業外収益		
受取利息	98	
受取配当金	13	
受取補償金	92	
為替差益	292	
その他	168	664
営業外費用		
支払利息	85	
支払手数料	83	
店舗閉鎖損失	142	
その他	84	396
<b>経常利益</b>		<b>10,851</b>
特別損失		
固定資産除売却損	100	
減損損失	49	150
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>10,701</b>
法人税、住民税および事業税	1,146	
法人税等調整額	2,937	4,084
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>6,616</b>
<b>当期純利益</b>		<b>6,616</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,239	21,328	29,160	△18,134	65,593
会計方針の変更による 累積的影響額			273		273
会計方針の変更を反映した 当期首残高	33,239	21,328	29,433	△18,134	65,866
当期変動額					
剰余金の配当			△2,249		△2,249
当期純利益			6,616		6,616
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	4,367	△5	4,361
当期末残高	33,239	21,328	33,801	△18,140	70,228

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	99	△1,647	△169	△1,717	63,875
会計方針の変更による 累積的影響額					273
会計方針の変更を反映した 当期首残高	99	△1,647	△169	△1,717	64,149
当期変動額					
剰余金の配当					△2,249
当期純利益					6,616
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	71	2,863	△114	2,820	2,820
当期変動額合計	71	2,863	△114	2,820	7,181
当期末残高	170	1,215	△283	1,102	71,331

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>[ 32,245]</b>	<b>流動負債</b>	<b>[ 15,661]</b>
現金および預金	4,908	支払手形	156
受取手形	3	電子記録債務	988
売掛金	6,424	買掛金	1,548
商品および製品	1,008	短期借入金	3,000
仕掛品	1,669	リース債務	474
原材料および貯蔵品	740	未払金	3,415
ゲームソフト仕掛品	14,121	未払費用	1,004
関係会社短期貸付金	750	未払法人税等	489
繰延税金資産	1,543	前受金	2,492
その他	1,075	賞与引当金	1,576
<b>固定資産</b>	<b>[ 46,826]</b>	資産除去債務	6
<b>(有形固定資産)</b>	<b>( 4,146)</b>	その他	508
建物	737	<b>固定負債</b>	<b>[ 6,295]</b>
構築物	7	長期借入金	3,000
機械および装置	0	リース債務	577
車両運搬具	17	退職給付引当金	1,634
工具、器具および備品	1,250	資産除去債務	484
アミューズメント施設機器	1,101	その他	599
土地	0	<b>負債合計</b>	<b>21,957</b>
リース資産	985		
建設仮勘定	46	<b>【純資産の部】</b>	
<b>(無形固定資産)</b>	<b>( 10,794)</b>	<b>株主資本</b>	<b>[ 56,918]</b>
ソフトウェア	1,840	資本金	33,239
ソフトウェア仮勘定	89	資本剰余金	21,328
オンラインコンテンツ	463	資本準備金	13,114
オンラインコンテンツ仮勘定	8,385	その他資本剰余金	8,214
その他	14	利益剰余金	20,490
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>( 31,885)</b>	その他利益剰余金	20,490
投資有価証券	621	自己株式	△18,140
関係会社株式	24,082	<b>評価・換算差額等</b>	<b>[ 196]</b>
その他の関係会社有価証券	0	その他有価証券評価差額金	196
破産更生債権等	66		
差入保証金	5,157	<b>純資産合計</b>	<b>57,114</b>
繰延税金資産	1,333	<b>負債純資産合計</b>	<b>79,072</b>
その他	701		
貸倒引当金	△78		
<b>資産合計</b>	<b>79,072</b>		



# 損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		53,493
売上原価		34,998
売上総利益		18,495
返品調整引当金戻入額		87
<b>差引売上総利益</b>		<b>18,582</b>
販売費および一般管理費		10,512
<b>営業利益</b>		<b>8,070</b>
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	12	
受取補償金	92	
為替差益	94	
その他	74	290
営業外費用		
支払利息	63	
支払手数料	83	
店舗閉鎖損失	142	
その他	49	339
<b>経常利益</b>		<b>8,021</b>
特別損失		
固定資産除売却損	94	
減損損失	49	143
<b>税引前当期純利益</b>		<b>7,877</b>
法人税、住民税および事業税	429	
法人税等調整額	2,682	3,112
<b>当期純利益</b>		<b>4,765</b>

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金		
当期首残高	33,239	13,114	8,214	17,701	△18,134	54,134
会計方針の変更による 累積的影響額				273		273
会計方針の変更を 反映した当期首残高	33,239	13,114	8,214	17,974	△18,134	54,407
当期変動額						
剰余金の配当				△2,249		△2,249
当期純利益				4,765		4,765
自己株式の取得					△5	△5
自己株式の処分			0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	0	2,516	△5	2,510
当期末残高	33,239	13,114	8,214	20,490	△18,140	56,918

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	125	125	54,259
会計方針の変更による 累積的影響額			273
会計方針の変更を 反映した当期首残高	125	125	54,532
当期変動額			
剰余金の配当			△2,249
当期純利益			4,765
自己株式の取得			△5
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	71	71	71
当期変動額合計	71	71	2,581
当期末残高	196	196	57,114

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月6日

株式会社 カプコン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居 正明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小幡 琢哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カプコンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カプコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月6日

株式会社 カプコン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居 正明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦 洋 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小幡 琢哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カプコンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社 カプコン 監査役会

常勤監査役 平尾一氏 ㊞

常勤監査役 岩崎吉彦 ㊞

監査役 家近正直 ㊞

監査役 松崎彬彦 ㊞

(注) 監査役岩崎吉彦、監査役松崎彬彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## ▶▶▶ インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。  
（注）「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月11日（木曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら末尾記載の株主名簿管理人のヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」をいいます。）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書用紙）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 5 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

#### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00 通話料無料）



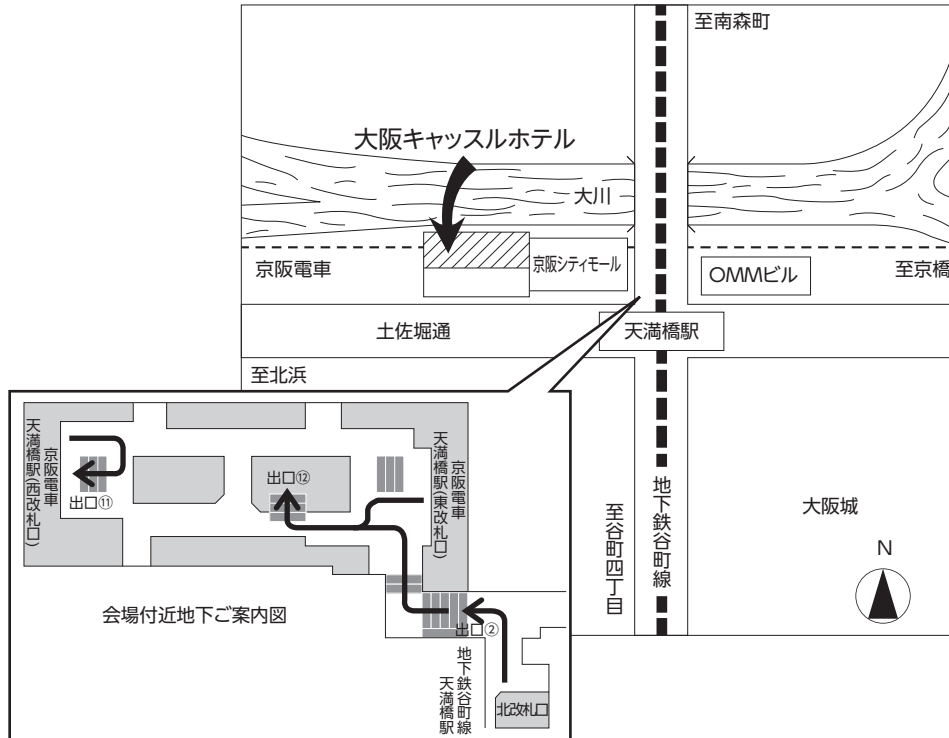






# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号  
大阪キャッスルホテル 6階会場  
電話 (06) 6942-2401 (代表)



- ◎地下鉄谷町線「天満橋駅」北改札口から2番出口を出て12番出口より徒歩3分
- ◎京阪電車「天満橋駅」西改札口から11番出口より徒歩1分  
東改札口から12番出口より徒歩3分